

第6回 安城市自治基本条例検証会議

日時:平成27年1月29日(木)19:00~20:45

場所:安城市民会館 2階 講座室

出席者:【市民8名】

荻野、小森、酒井、佐地、鈴木、鳥居、林、森(敬称略)

【事務局 5名】

神谷課長、仲道、原田、石原(企画政策課)

中屋敷(行政課)

【ファシリテーター(進行役) 2名】

加藤、榊原(まち楽房)

欠席者:【市民 6名】

新、岡田、神谷、桐生、早川、藤谷(敬称略)

資料:おしながき(配布)、第3~5回グループ会議で提案された意見のまとめ(郵送)

出席者からの資料:

- ①安城市自治基本条例のあり方を考える市民の会作成「安城市自治基本条例改定案」
- ②安城市自治基本条例検証会議⑥での私見資料「安城市自治基本条例の制定の効果(成果)について」

記録:榊原

【議事録】(以下、敬称略)

1. 開会のあいさつ

事務局:本日は夜間にお集まりいただきましてありがとうございます。ここ数日で急に寒くなった影響もあってか、欠席の連絡がたくさんあり、今日はこのメンバーで開催となりますがよろしく願います。本日は8時45分の終了を予定しています。ご協力よろしく願います。それでは、ただいまより第6回の検証会議をはじめさせていただきます。本日の傍聴者は3名です。では最初に、課長の神谷からごあいさつさせていただきます。

事務局:今日は福澤諭吉の話をさせていただきます。福澤諭吉は「独立自尊」ということを言っていて、「公(おおやけ)」に対して「私(わたくし)」ということに大変こだわったそうです。自分のことはできる限り自分でやるという中から近代国家をつくるというアプローチをしました。慶應義塾は、役人になる学生を育てるのではなく、民間企業の番頭さんを育てる学校としてつくったそうです。以前、カッティンディーケが防備をしていない日本を見て「外国の軍隊が簡単に長崎を占領できる」と言った時、住民が「それはお上のなさることだ」と言った、というお話をさせていただきました、それと対をなす話だと思います。今日はみなさん、自分たちのまちのことをという思い、お役人なんかには任せておけないぞという思いでお集まりいただいていると思います。とてもありがたいこと。貴重なご意見をいただいて有意義な時間になればと思います。

2. これまでのふりかえり

事務局:この後の進行は、進行役、お願いします。

進行役:これまで5回やってきて、今日が6回目。次回は、今日までの議論を受けて市が検証した結果を返していただく回ということで、実質的に話ができるのは今日で最後です。これまではグループワークでやってきて、最後にちょっと共有するだけだったので、今日はグループを超えて全員で意見交換ができればと思います。今日は委員から私案も出てきているそうなので、それも含め少数で、時間も短いですが、有意義な会にしたいと思います。

では事務局から事前に送付された資料「第3～5回グループ会議で提案された意見のまとめ」をご覧ください。この会は、何かを決定するという会ではなく、自治基本条例の検証をして意見を出し合うことが主眼でしたが、今まで出された意見の関係性がわかるように私達の方で整理しました。このまとめでおかしいところがないか、付け加えた方がいいところがないかを見ていただきたいと思います。では、資料を見ながら順番におさらいをしたいと思います(以下説明)。

3. 全員で意見交換

進行役:全員で話す前に、隣同士でペアになって、みんなでもう少し意見交換をして深めたいところや、ここはこれでいいんじゃないかと思うところなど、5分くらい雑感を交わし合い、アイドリングしていただきたいと思います(5分経過)。では、一人ずつ順番に意見を聞いていきたいと思います。

委員:自治基本条例はとても怖い。4～5年間、この条例がこの通りに実施されなかったのが安城はなんとか平穏を保ちましたが、この通りに実施されていたら安城は本当に大変なことになったと思います。委員の資料(安城市自治基本条例のあり方を考える市民の会作成「安城市自治基本条例改定案」)はすごくいい。自治基本条例をこれに変えることができれば、私たちの子どもや孫にとってもそう恥ずかしくない、安全な安城になるんじゃないかと思いました。今の自治基本条例は完全に変えるべきだと思います。これを残すのであれば、「これを守らない」という形で宣言していただければと思います。

委員:全体的には肯定です。その中で、「市民」と「市民等」の定義について、うちのチームは拘りました。なぜなら、チームの中の一人のメンバーが、英語の先生として豊橋や岡崎で出張講座をしていて、安城市民なのに、岡崎で仕事をする時は岡崎市民になるのか？広い意味での市民と住民としての市民は分けてほしいという強い意見があって、チームはその意見に引っ張られた。それじゃまずいのではないかということで、非常に苦心したところです。

もう一つは「最高規範」。「最高」は表現としてちょっと行き過ぎじゃないの？ということでした。私も何度も読んでみましたが、「最高規範」を取ってしまっても問題ないと思います。

委員:「条例の意義・効果」について深く検証できなかった。もう少し検証したかった。資料(安城市自治基本条例検証会議⑥での私見資料「安城市自治基本条例の制定の効果(成果)について」)を見ていただければと思います。自治基本条例の前文に目指す姿が書いてあるけれど、5年の間にどこまでを目指すのかというロードマップがないので効果を評価できません。「市民参加」と「協働」が自治基本条例の大きな目的だと思いますので、少なくともそれらがどこまで進んだのかをきちっと検証したかった。それらが、この条例が策定されたことによってどう変わったかが検証したかった。この会での検討は今日で終わりなのでここで検証できないと思いますが、どこか

の場所できちっと検証してほしい。それが残された課題であることを記録に残してほしいです。

委員:「最高規範」と言われると、普通の人は「憲法より上なの?」と思っちゃう。「市民」と「市民等」も、ここにいる人たちはわかるけれど、他の人たちから見たら「市民等って何?」と思うと思うんです。わかりやすい言葉が認知度を上げることにつながる。もう少し平易な言葉でわかりやすく言えないものかなと思いました。

勉強した人たちだけの検証会議になって、具体的に次に何を持っていくかに行かなかった。今は中身に時間がとられているので、それはもう少し先のことかなあとも思いますが、そういうことにもう少し時間を使わないといけないのかなと思いました。

委員:話が分かりにくい、難しい。こういう文章にするとこうなってしまうのかもしれませんが、理解するのが非常に大変ということを実感しました。特に「最高規範」という表現は行き過ぎ、もっと平たい言葉がいい。そういう表現は使う必要ないんじゃないかという印象を受けました。

あとは認知度。町内会や何か行事がある度に(市民憲章を)唱和しますが、お題目の唱和はしても、中身の理解はされていないと感じます。文章そのものは悪い訳じゃないと思いますが。

委員:文章が難しいというのは最初から思っています。(つくる時に)わかりやすい言葉にしたいと提案したけれどそうならなかった。私たちが考えたものも結構難しかったかもしれないけれど、(最終的に)もっと難しくなったというのが実感で、みなさんがおっしゃるのも、そうだなと思います。

「最高規範」という言葉は、安城市の法令の一番元になったらしいという意味で使いました。憲法より上、という印象が出てくるとは夢にも思っていなかった。「最高規範」という言葉自体にはこだわっていないので、言葉を変えるのは問題ないのではないかなと思います。

私たちのグループでは「市民」の定義のことをずいぶん話しました。私は安城市に関わる人は、住んでいる人にも働いている人にもよりよい生活してもらいたい、働いていて1日8時間とか10時間安城市にいる人は、安城市に住んで外に働きに出ている人よりもたくさんの時間を安城市で生活していると思うし、そういう人たちにとってもいい安城市であってほしいという願いで、住民以外の方にも(市民の定義に)入っていただきました。住民の中には外国の方もたくさんいます。先日、安城市に住む外国の方から意見をいただいたり発表していただいたりする機会がありましたが、会社に勤めて、税金も納めて、子どもたちが安城市の学校に通っている立派な方で、お話も非常によかったです。そういう方が、日本国籍でないというだけで、安城市で住みにくいと感じるのは嫌。外国の方という形でこだわられるのは抵抗があります。「市民」と「市民等」の是非については、私の中でもう少し検証しないとわからないです。

委員:ちょうど昨日、ある高校に講演に呼ばれて行ったんですが、いつも学校から「何でもいいから話してください」と言われるので、この条例をもう少し簡単に作って配って、「君たち、もし、この高校が市だった場合、どう思う?」と高校生に聞いたんです。意見が出たのは、まずは言葉。わかりづらい。それから認知度。「認知度が低いのはどうしたらいいか?」と聞いたら、「今はコミュニティとかいろんな情報があって、興味があれば1行載っているだけでも食いつく。何かあれば徹底的に反応する。興味がないんじゃないか」と。何かほしいものがあったり、いいお店があるという情報が一行でもあれば、それを見つけてみんなで共有するというのが今の若者。大々的に公表しても「興味がないからどうぞ」というのが結論でした。また別の子が言ったのは「これは年寄り向けでしょ?わざと難しい言葉を使って自分たちが教養あるようなことを書いてるんじゃない

の」という意見。「市民ってどこまでが市民だと思う？」という話は、ぐちゃぐちゃになっちゃったんだけど、働いている人も含めていいのか、ここに籍がある人だけなのか。外国人のことも話しました。ハーフの子もいたので。

若い子たちでもうまく興味を持ってもらえばセッションしてくれる。やり方だけだと思う。興味がない人たちが引っぱるためにはどうしたらいいのかということだと思います。

委員：この会は、条例づくりに参加していた人やそうでないいろいろな方がいる中で、押さえるべき論点、普通の人なら気づくよなという論点はきっちり出たと思います。なぜこれが作成時に出ていなかったのだろうと。だから、普通の人目にさらすということは大事なかなと思いました。

「(安城市自治基本条例の)あり方を考える(市民の)会」なので、私なりの案(「安城市自治基本条例改定案」)を考えてみました。現行の(自治基本)条例はあまりにも革命的すぎる。改定案は、これが穏当なのではないかというものです。

かいつまんで言うと、まず「最高規範」はまずいということ。法的拘束力はなくて「理念」ですよということにしています。本来、条例にしなくても市長の施政方針でいい。方針に賛同できる人が市長として選ばれていけば、市政に住民の意見が反映されていくわけです。それを固定化するのには問題。市長が変わっても、違う考えの市長が条例を守らなきゃいけないとなったら、選挙結果はどうなの？という話になります。

それから「市民の定義」について。なんでこの条例がわかりづらいかというと、言葉が難しいからではないんです。思想や理念のバイアスがかかった言葉に勝手に再定義されている、言葉をつくっているからなんです。普通の人にとって「市民」と言えば「住んでいる人」なんです。「市民」と「市民等」というのは、わからないんですが。安城市に関わる人が意見を言いやすいようにという理念はいいけれど、例えばちょっと午前中に来て飯食ったりゴミ拾ったりするだけで市民ですか？勉強しに来る人も、気になることは言えはいいですけど、まずは勉強が本義でしょと。働くにしても、文句があるなら住めばいい。通える距離なんだから。通っている人と住んでいる人は違う。活動にしても、公共に資する活動じゃないとまずい。政治活動ではない方で、税金を納めている方。ある程度の期間、継続的な活動をされている方と定義し直しています。

「市民参加」については、「意見提出及び提案」としています。市の答弁では「参政権でない、提案権」という判断でしたので、それならばこう書きましょと。条例をつくりたいとか市長を変えたいとかであれば、直接請求でやってくださいよと。法律にないことをつくり出してはだめです。

進行役：議会については如何ですか？

委員：議会については、義務付けていたところを努力義務の「努めます」としています。議員の責務については、この会で出た意見にも「研鑽内容の公開」とかありましたが、査察する保護者かというような意識、私たちの言うとおりにしなさいという全体主義的思想、理念の押しつけがそこにもろに表れているという気がしました。

それから(「市長等の責務」のところに)「自治体経営」という言葉があるんですが、「自治体」という言葉は法律にないので、「地方公共団体」という言葉にしています。「自治体」は俗語。自治基本条例は、そういう法律の基本的な知識がポロポロ。法律上の定義にある言葉を使ってほしい。ない言葉を使うのであればちゃんと定義しなきゃだめですよと。

あとは、「検証・見直し」の方法ですが、公募の人も関係者がほとんどで、利害関係がある人

しか集まってこない。本当は無作為が一番いいけど。公募にするなら、それなりの条例の認知度と、参加者のプールをしなければならない。8%の認知度では知っている人しか来ない。

委員:この会はみんな公募じゃないの？

進行役:この会の初回に、公募枠か会の代表枠かを記載した委員名簿が配られていると思います。

委員:私は興味があったから参加してみようと思って応募した。利害関係とか言われたらちょっと…。

公募した人のうち、どのくらい採用したのか？

事務局:12人応募があって、7名が委員になっています。

委員:せっかく応募があったなら全員に参加していただいた方がいい。認知度が広がることにならない。

人数が増えることによって何か問題がある？

事務局:会議がうまく進む人数にしたいという思いがありました。

進行役:意見交換に戻りたいと思います。委員、改定案ならばOKだということですか？

委員:会議で出た論点はそれなりにちゃんと網羅していると思うので、それを解消した案です。

進行役:改定私案の附則のところで、「住民の条例に関する適切な水準の理解を得るため、市民参加のもとに広報活動その他の活動を行うものとする」「市民の理解の度合いが適切な水準に達していないと市長が判断したときには市長は条例施行の期日を延期する」というのは、ある一定の認知度がないと条例を施行する意味がないという理解でいいですか？

委員:そうです。元々の附則に周知活動が入っているということは、この条例はある程度の周知活動が必要だということ。そうであればどこまでかという話です。ただ、法的拘束力がなければ認知度はいらぬ。この案はいろんなことが盛り込んでありますが、まだまだ幅のある案ではありません。2条の主語を議会と執行部にしました。

進行役:条例等の制定改廃や運用を誰がするのか？という主語ですね。

委員:あとは、「安城市の」他の条例、規則その他の規程とした。今の条例には「安城市の」とは書いてない。こういうことが、誰が読んでもわかるということだと思います。

進行役:ありがとうございました。今日みなさんの意見で多かったのは、「認知度」「言葉のわかりやすさ」の問題。認知度については、達成する数値目標やロードマップがない中で話していても検証が足りないんじゃないかという意見がありました。「市民の定義」については、引っ掛かるという意見、「市民」と「市民等」を区別するべきだという案、その中間案の、広義の市民だけど、2年以上活動しているとか、滞納がないとかいった一定の制限を設ける案がありました。「最高規範」については、強すぎるので和らげたいという声と、文脈を読めばわかるのでこの「最高規範」という文言自体を取ってしまってもいいんじゃないかという声がありました。以上が今日出てきた主な論点ですが、この中で、もう少し話したい論点はありますか？

委員:私は、条例が本当にいいかどうかをここで話し合いたいと思ってこの会議に来たんです。この条例ができてどんないいことがあって、どんな悪いことがあったということを並べて議論すべきだったのに、条例の中身だけの議論になってしまっている。

委員:検証は、条例自体が適正かどうかの検証と、4～5年間やってきた自治基本条例体制が、市政にとって有効だったかの検証の2つがある。

進行役:後者の方については、市役所から、自治基本条例を定めて以降の委任条例等制定の流れや、こういう事業につながったという説明はあったと思います。そういった話もなしに条文のいい悪い

だけをやったわけではなく、条例の意義や効果もテーブルに上げて話をしていると思います。

委員：インターネットでいろいろ調べてみると、他市町村の条例の一覧表があって、私が大きな不安を感じる30くらいの条例が挙げられているんです。安城市が条例をつくってきた中で、例えば自治基本条例、市民参加条例、協働推進条例、暴力団排除条例、多文化共生プラン、議会基本条例、政治倫理条例、さわやかまちづくり条例といったものがその中に入っている。怖いと思ったのは、安城市に少しでも関係している人、外国の人も、主体的に市政参加できるということ。安城市にちょっと寄った人が、自分の言いたいことを主体的に、市民参加条例に則って、10人の団体に安城市に物申すと、安城市はそれに対してイエスノーを示さないといけない。12月時点で自治基本条例をもとに議会基本条例ができちゃったし、政治倫理条例もできちゃった。参政権に対して、そういう人たちが選挙権を持つ可能性が十分にある。僕はそこが怖い。

進行役：先ほど言われたように、委員の案だとそのあたりが解消されているということですか？

委員：委員の案は、市民の定義に縛りがかかっているから、完全に安心かどうかはわからないけど、そういう不安がちょっとでもなくなるのでいいなと思った。

進行役：委員から、これまでも現行の自治基本条例だと危険を感じる、不安だという意見が繰り返し出されていますが、そのことについてどう思うかを全員に聞いてみたいと思います。

委員：参政権なら安城市の住民でないといけませんが、まちづくり限定の話なら、外人さんが安城市のいろんな行事に参加することは問題ないと思う。今は外人さんにも、お祭りに入ってくださいって実際やっているんです。それは悪いことではない。仲良くやっていかなければいけないと思う。

委員：この会議もそうですが、最終的には市長が判断をし、必要なものは議会にかけて議会が可決しなければ物事、行政は動かない。どんな計画を立てようが執行できない。そこが安全弁であると思っています。まちづくりを実際にするときには、まちに関わる人全員が参加した方がいい。住民だけでない方がより良いまちになると私は思っています。

委員：同じような意見ですが、排除するとか無理やり引き受けるとかいうことではないんです。委員の案に納得する部分があるとおっしゃいましたが、私たちは、税金を払うとか縛りがあるのは書かなくても当然というか基本的なことかなと思います。性善説かもしれませんが。

委員：現行の自治基本条例が危険だとは全然思わない。

委員：以前にも言ったのですが、どちらかというと自治基本条例は「まちづくり条例」という捉え方をしています。まちづくりの中で、住民だけでなく関わっている人みんな、学生も外国籍の人も排除しないでみんな関わってよと。いろんな人が参加していろいろ盛り上げていくことが、まちが発展していくことだと思っています。危険性は感じないです。

委員：また高校生たちの話ですが、ハーフの子達は「俺たちには権利はないのか」ということを言っていた。話が市民から県民になって国民になった。県民等、国民等で話がまた変わる。議論が、かなりヒートアップしちゃったんで、「そんなことをいちいち書かなくても、常識で、細かく線引きすることじゃない」と僕は彼らに言いました。僕はダブル国籍で、米国の国籍も持っているんですが、七夕祭りみたいなイベントとかに参加してくれということで向こうに行った時、向こうはぴしっと線引きする。「ここからはお前は遠慮してくれ」ということをはっきり言います。そこまでしなくてもいい。アバウトで常識の範囲でいいと思う。この条例に危険性は全然感じない。

委員：委員が言っていたのは、自治基本条例から派生する条例も含めて元は自治基本条例なので、

自治基本条例単独の話に終始しちゃったけど、そこに危険を感じるなら、その派生部分も検証しなきゃいけなかったかなということかなと。

進行役:委員自体はどう思いますか？先ほど参政権の話をされていましたよね？

委員:つくる時にみなさんが市民参加を参政権と無意識のうちに想定していたのであれば、危険でしょうね。参画していく時、住民と同じような権利を持たせると考えていたのであれば危険思想です。

進行役:市長が判断し、議決を経るというフィルターがかかるということに対してはどうですか？

委員:適切な論議がされていればいいと思います。ただ、今回の会議でされたほどの論議を、つくるときにされていたかなと。議事録を見る限りは読み取れなかったです。

進行役:これくらい議論していればOKという意味ですか？

委員:これくらいやっていれば、こういう風には決められなかったと思います。そういえば、この検証会議に市長は1回も来ないね。市の憲法なのに。

委員:私は、検証は2つあると思っていました。条文自体については、細かいことを言えばたくさんあると思うんですが、基本的な考え方としてはいいと思っていたので、それに対して実際どうだったかというのがないと、元の条例が適切だったのか誤りだったのか言えないと思うので、2つ目の検証(条例が市政にとってどうだったか)をやりたかった。

委員:今の条例を受け入れているか受け入れてないかで、検証は変わってきちゃうんです。

委員:条文自体の検証は無駄ではなかったし、それはそれでいいことだったと思うんですが、限られた時間の中で、後者ができなかったのは残念だったなと。

委員:自治基本条例を肯定的に捉えている人たちが思うほどには、みなさん、自治基本条例そのものを理解して受け入れることはできなかったから、次の段階に進んでいけなかったということだと思うのです。ただ(この検証会議)全体として、僕は優れた議論をしたと思っています。

進行役:では、次の議題にいきたいと思います。「認知度の向上」とか「わかりやすさ」については、条文そのものでなく働きかけの方法やPR媒体をつくるといった話も出ていましたが、この会から認知度向上やわかりやすさについて提案をしたら、何かありますか？

委員:パブリックコメントで住民からたくさんの提案が出ていても、全部無視。例えば、議会基本条例とかでも、意見が寄せられても、原案は一切変更なし。最初から決まっているんじゃないか。

委員:「拝聴しました、ご理解ください」で終わり、ということだね。それは誰もが感じると思う。市民の声を尊重するってどういうことなの？それは自治基本条例違反じゃないの？と。意見を聞いてどうするのかが決められていないから、どうするかがわからないんだと思う。

進行役:先程委員が言われたように、市民の意見を聞いたあとは、市長判断ということかな？

委員:そうですね。

委員:ただパブリックコメントによって、そのことが公になることによって、委員のような意見も出てくる。それがなかったら、市(行政)の思い通りになってしまう。

委員:市役所のやりたい放題+市民の声、ということになっちゃう。

委員:それをさらにどうしたらいいのか？ということ、やっぱり市民が提案して改正していくしかないと思う。5年前よりベターになっているかを私は検証したかった。

委員:パブコメの反応からいうと、意見の数は増えていますよね。やる度に反対意見は増えている。

進行役:その意見を受けたあとの市の対応はまた別の話ということですね。

委員:それが続くと、なんだ?ということになっちゃいますよね。

進行役:では最後に、「最高規範」についてどうしたらいいか、みなさんから一言ずついただいて終わりたいと思います。

委員:改定案に書いた通りです。まちづくりの理念を表すもの。

進行役:改定案では、「他の条例の制定改廃をするときも、この条例の趣旨に最大限の配慮を」と書いてありますね。「尊重」ではなくて「配慮」に変えているんですね?

委員:そうです。「関わるみなさんに意見を聞きます」というのが趣旨です。

委員:高校生からは「最高って、何に対しての最高なの?」と言われました。だから、最高じゃなくてもいいんじゃないかと思う。逆に「最低規範」だとおもしろいなと思う。「最低限のマナーとかルール」という意味で。

委員:先ほど言った通りです。

委員:「最高規範」という言葉はなくした方がいい。

委員:先ほども言ったように、この言葉は難しすぎるのでなくした方がいい。「みんなで考えていこうね」くらいの縛りでいいと思う。

委員:私はどっちでもいいと思っているのですが、現状の文章から「最高規範です」を取っても意味は変わらないと思っています。

委員:最初に言った通り、「最高規範」は取ってもいい。それから、認知度の話についてですが、自治基本条例が浸透していないのは興味がないから。まちづくりの団体がいろいろあるので、自治基本条例はこういうもので、その一環としてまちづくりをやっているんだということ、自治基本条例は必要なんだということ、小さなPRペーパーをつくって、ことあるごとに話をしながら進めないといけない。市民憲章も昭和49年にできて、10年くらいはほとんどみんな知らなかった。防災訓練や町内会で繰り返しやって浸透してきた。この条例はまだ5年。もっと10年くらいの単位で検証しないと認知度は上がらないと思います。

委員:「最高規範」ではわかりません。最高とか理念、模範、訓辞的とか…上下関係を規定するような言葉は一切なく、並列でお願いします。

進行役:ありがとうございました。今日は、全員で直接意見交換することができて、見えてくるものが少しあったかなと思います。私たちの方で今回のやり取りも丁寧にまとめて加えて市にお預けするので、次回はそれを受けた市の回答が戻ってくると思います。次回も立ち会いたいと思いますが、私の進行はこれで終わりです。短い時間でいい話をさせていただいてありがとうございました。この難しいテーマについて、本当によくここまで来たなと思います。ありがとうございました。

4. 閉会のあいさつ～次回の案内

事務局:本日は遅くまでありがとうございました。次回は、3月18日になります。よろしくをお願いします。

以 上